

2020 年 7 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号

富士通株式会社

代表取締役 時田 隆仁

当社は、2020 年 5 月 14 日付けで富士通デザイン株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、富士通デザイン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件合併）を行いました。

本件合併に関して、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条および第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2020 年 5 月 25 日付けの官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続きの経過

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2020 年 5 月 25 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 7 月 10 日(予定)

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

2020 年 5 月 25 日付の電子公告にて吸収合併存続会社の株主に対して、本件合併に関する公告をおこなったところ、本件合併に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 22 個ありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

2020 年 5 月 14 日

吸収合併に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通デザイン株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

当社は、2020年7月1日を効力発生日として、富士通株式会社を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件合併）により、富士通株式会社に権利義務全部を承継させて解散することといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、富士通株式会社の完全子会社であることから、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（２）吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

・自己株式取得の件

吸収合併存続会社は 2020 年 1 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- ・取得対象株式の種類 ：当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 ：550 万株（上限）（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.71%)
- ・株式の取得価額の総額 ：500 億円（上限）
- ・取得期間 ：2020 年 2 月 3 日～2021 年 2 月 2 日
- ・取得方法 ：東京証券取引所における市場買付

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象はありません。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富 士 通 デ ザ イ ン 株 式 会 社

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通デザイン株式会社（以下、「乙」という）
とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通デザイン株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2020年7月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協 議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020 年 5 月 14 日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通デザイン株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

株主のみなさまへ

富士通株式会社 第119期報告書

自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

FUJITSU

目次

● 株主のみなさまへ

(第119回定時株主総会招集ご通知添付書類)

■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	20
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	26



shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために

FUJITSU Way

FUJITSU Way は、富士通グループが今後一層の経営革新とグローバルな事業展開を推進していくうえで不可欠なグループ全体の求心力の基となる企業理念、価値観および社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。

すべての富士通グループ社員は、FUJITSU Way を等しく共有し、日々の活動において実践することで、グループとしてのベクトルを合わせ、さらなる企業価値の向上と国際社会・地域社会への貢献を目指してまいります。

企業理念

富士通グループは、常に変革に挑戦し続け
快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し
豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供します

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- | | |
|---------------|--------------------|
| ■ 人権を尊重します | ■ 知的財産を守り尊重します |
| ■ 法令を遵守します | ■ 機密を保持します |
| ■ 公正な商取引を行います | ■ 業務上の立場を私的に利用しません |



表紙の写真

標高2061mのクライネ・シャイデック駅を出発したユングフラウ鉄道の列車。ヨーロッパ最高地点の駅、ユングフラウヨッホ（標高3454m）を目指す。（スイス）

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第119期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

当社は、2015年10月に発表した経営方針の中で、当社が目指すビジネスモデルとして、ICTを活用することでお客様とともに課題を解決し、新たな価値を生む「つながるサービス」の拡大を掲げており、現在に至るまで、経営資源を当社のコア事業であるテクノロジーソリューションに集中する「形を変える」変革およびテクノロジーソリューションの事業内容を進化させ成長を目指す「質を変える」変革を進めてまいりました。



特に、ユビキタスソリューションおよびデバイスソリューションについては、主要ビジネスであるパソコン、携帯電話、一部半導体事業等を独立事業として切り出すなど、着実に変革を実行してまいりました。

また、ドイツの工場の閉鎖を含む欧州事業再編、AIビジネス推進のための新会社の事業開始、次世代型通信である5Gに関するエリクソン社との提携などの施策にも着手しております。

これらの変革を行うなか、当期の業績については、ビジネスモデル変革等の特殊要因の影響を受け、前期に比べて減益となりましたが、国内サービスをはじめとする本業については、増益となりました。当期の業績の詳細につきましては、当報告書の4ページをご覧ください。

当期の年間配当については、年初計画のとおり、150円（2018年10月1日付の株式併合に伴い、中間配当7円を10倍として計算しております。）とさせていただきます。

これまでの「質を変える」変革は途半ばであり、今後はこの変革をさらに加速させ、事業収益力を改善することが課題と考えております。そのために、2019年度からは、新しい経営体制のもと、施策を進めてまいります。株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2019年5月

代表取締役社長

田中 達也

1 企業集団の現況 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

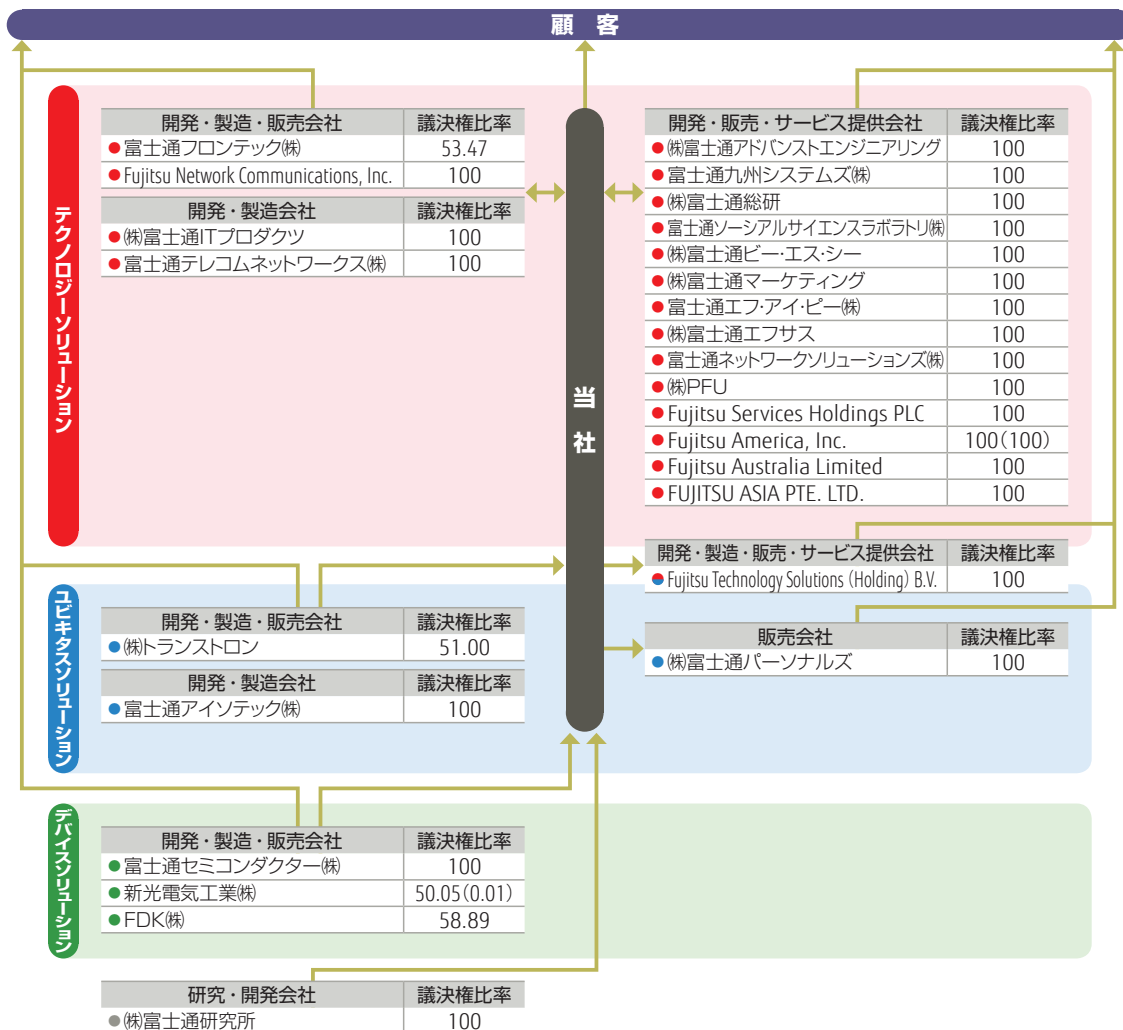
(1) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループ（当社および連結子会社）は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

セグメント	主要製品・サービス
テクノロジーソリューション	【サービス】 ○ソリューション／SI ● システムインテグレーション（システム構築、業務アプリケーション等） ● コンサルティング ● フロントテクノロジー（ATM、POSシステム等） ○インフラサービス ● アウトソーシングサービス（データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等） ● クラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS等） ● ネットワークサービス（ビジネスネットワーク等） ● システムサポートサービス（情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等） ● セキュリティソリューション 【システムプラットフォーム】 ○システムプロダクト ● 各種サーバ（メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等） ● ストレージシステム ● 各種ソフトウェア（OS、ミドルウェア） ○ネットワークプロダクト ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン
デバイスソリューション	● LSI ● 電子部品（半導体パッケージ、電池等）

(2) 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

(株)富士通ゼネラル [44.10]、富士通リース(株) [20.00]、(株)ソシオネクスト [40.00]、富士通コネクテッドテクノロジーズ(株) [30.00]、富士通クライアントコンピューティング(株) [44.00]、富士通コンポーネント(株) [25.00]、富士通エレクトロニクス(株) [30.00 (30.00)] 等

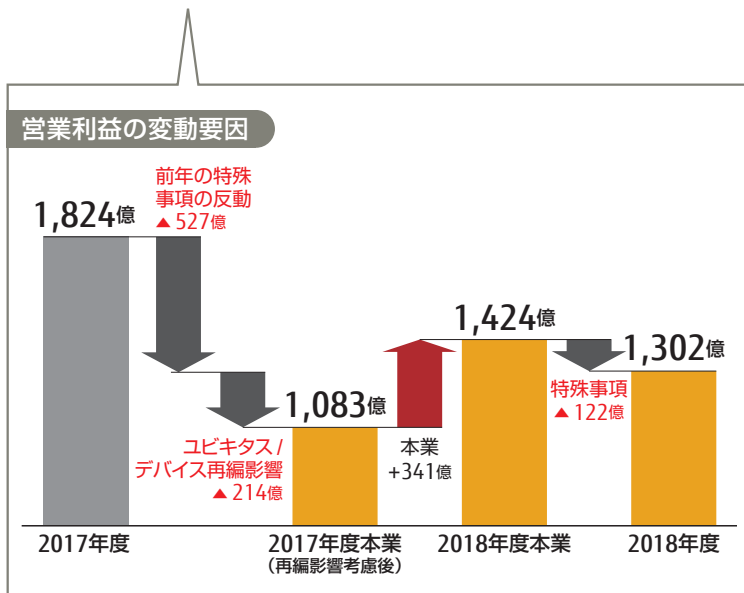
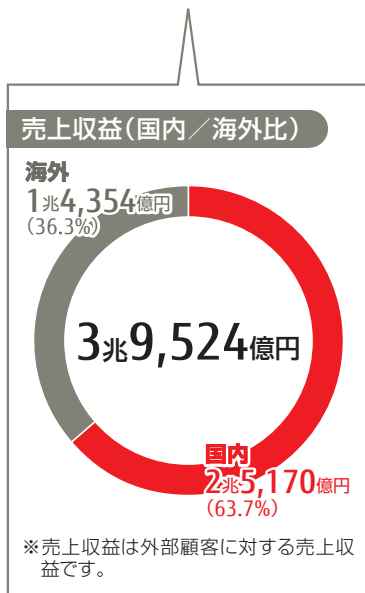
(注) 会社名の後の〔 〕内の数字は議決権比率(単位:%)であり、()内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) 富士通クライアントコンピューティング(株)は、開発、製造する法人向けパソコン等の一部を当社に納入しております。

(注) 富士通エレクトロニクス(株)は、当社子会社が開発、製造する電子デバイスの一部を販売しております。

(3) 事業の経過および成果

■ 全般的な概況



当期の売上収益は3兆9,524億円（前期比3.6%の減収）となりました。携帯端末事業の再編および個人向けパソコン事業が連結対象外となった影響のほか、半導体販売子会社および電子部品製造子会社が連結対象外となった影響が、減収の主な要因です。一方、国内のシステムインテグレーションの売上が大きく伸長したことから、これらの事業再編による影響を除くと全体としては約600億円の増収です。

また、国内売上収益は前期比2.9%の減収、海外売上収益は前期比4.7%の減収となり、海外売上収益比率は36.3%と、前期から0.5%低下しました。

営業利益は1,302億円（前期比522億円減）となりました。前期の営業利益には事業譲渡益等（527億円）が含まれており、当期の営業利益にはパソコン・携帯端末事業およびデバイス事業再編による影響（214億円）が含まれているため、減益となっていますが、これらの影響を除いた本業の営業利益は、サービス、システムプロダクト共に、国内で増収だったことにより、当期は341億円の増益となりました。

また、当期の特殊要因として、退職給付制度

の変更による利益等（892億円）、パソコンおよび電子部品製造会社の譲渡に伴う一時利益（160億円）がありました。その一方で、当期においては、ビジネスモデル変革費用として1,175億円を計上しています。具体的には、ドイツのパソコンおよびサーバの製造工場の閉鎖等、欧州事業の再編に伴う費用、国内におけるキャリア転身支援費用および製造拠点体制の見直しや海外拠点におけるクラウド事業の見直し等の構造改革による費用等を計上しました。

当期の金融収益、金融費用、持分法による投資利益をあわせた金融損益等は315億円となり、前期比で284億円の減益です。パソコン事業の譲渡に関する一時的な利益（116億円）はあったものの、前期の富士電機株式会社との株式持合い見直しによる、同社株式の一部売却に伴う一時的な利益（273億円）の反動影響が大きく、減益となりました。

この結果、税引前当期利益は1,617億円（前期比807億円減）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,045億円（前期比647億円減）となりました。

■セグメント別の概況

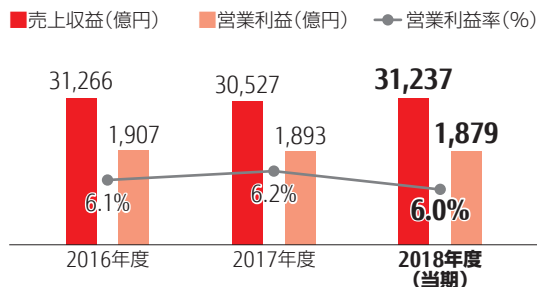
▶ テクノロジーソリューション

当社は、AI、クラウド、IoTといったテクノロジーを駆使してデジタル社会に貢献すべく、テクノロジーソリューションを中核とした真のサービスカンパニーを目指し、当該領域に経営資源を集中する「形を変える」変革、テクノロジーソリューションの事業内容を進化させ「つながるサービス」の拡大を目指す「質を変える」変革を2本の柱として掲げ、ビジネスモデル変革を進めています。

この「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は、3兆1,237億円（前期比2.3%増）となりました。国内は前期比5.6%の増収、海外は前期比3.9%の減収です。

「サービス」においては、インフラサービスの売上が、国内では堅調に推移したものの、欧州を中心とする海外では低調に推移したことを受け、前期比1.9%の減収となりました。システムインテグレーションの売上は官公庁・地方自治体向けに好調であったことに加え、製造業・流通業向けも前期に引き続き伸長し、過去最高の売上収益を更新したことにより、サービス全体では増収となりました。

また、「システムプラットフォーム」は、ネットワークプロダクトにおいて携帯電話基地局等の売上が低調でしたが、システムプロダクトにおいて、国内、海外ともにIAサーバの売上が堅調に



	2016年度	2017年度	2018年度
売上収益内訳			
サービス	26,242	25,983	26,638
システムプラットフォーム	5,023	4,543	4,599
営業利益内訳			
サービス	1,500	1,634	1,740
システムプラットフォーム	407	259	139

推移したことに加え、ソフトウェアの売上が増加したことにより、全体として増収となりました。

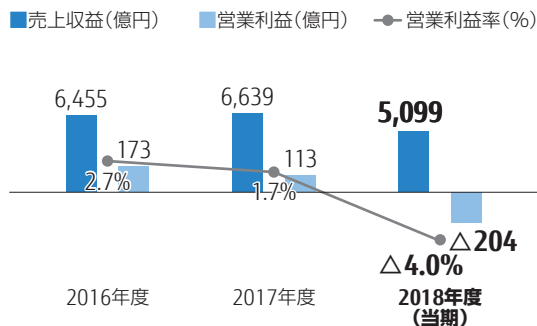
営業利益は1,879億円（前期比14億円減）となりました。欧州再編によるビジネスモデル変革費用474億円を計上しましたが、本業では国内のサービスやシステムプラットフォームにおける増収効果に加え、国内のサービスにおける採算性の改善効果もあり、前期から大きく増益となりました。

ユビキタスソリューション

「ユビキタスソリューション」における当期の売上収益は5,099億円（前期比23.2%減）となりました。国内は前期比28.8%の減収、海外は前期比5.9%の減収です。

携帯端末事業の再編影響および個人向けパソコン事業が連結対象外となった影響により、減収となりました。事業再編による影響を除いた売上収益は、ほぼ前期並みです。

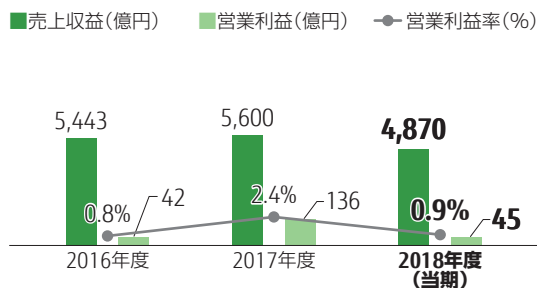
営業利益は204億円の損失（前期比317億円減）となりました。これは、欧州および国内の製造拠点の再編を行うため、ビジネスモデル変革費用203億円を計上したことによるものです。



デバイスソリューション

「デバイスソリューション」における当期の売上収益は4,870億円（前期比13.0%減）となりました。電子部品の売上は、ほぼ前期並みでしたが、半導体販売会社および電子部品製造会社の譲渡による影響のほか、スマートフォン向けを中心にLSIの需要が低調であったため、減収となりました。

営業利益は45億円（前期比91億円減）となりました。LSIの減収影響を大きく受け減益となりました。



(注) 各セグメントの売上収益にはセグメント間の内部売上収益を含みます。

●その他／消去又は全社について

「その他／消去又は全社」の営業利益は417億円の損失（前期比98億円の悪化）となりました。当期は、退職給付制度変更による利益等のほか、キャリア転身支援に関する費用およびクラウド事業の見直しに関する費用といったビジネスモデル変革費用等を計上しています。これら特殊事項を除くと、979億円の損失となり、前期から約60億円好転しています。これは、先行投資およびコーポレート費用の厳格な管理を進めたことによるものです。

(4) 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 (第116期)	2016年度 (第117期)	2017年度 (第118期)	2018年度 (当期)
売上収益 (億円)	47,392	41,329	40,983	39,524
国内 (億円)	28,450	26,716	25,915	25,170
海外 (億円)	18,942	14,612	15,068	14,354
海外売上比率 (%)	(40.0)	(35.4)	(36.8)	(36.3)
営業利益 (億円)	1,206	1,174	1,824	1,302
営業利益率 (%)	(2.5)	(2.8)	(4.5)	(3.3)
親会社所有者帰属当期利益 (億円)	867	884	1,693	1,045
基本的1株当たり当期利益 (円)	419.37	428.34	825.32	512.50
資産合計 (億円)	32,263	31,914	31,215	31,048
親会社所有者帰属持分 (億円)	7,827	8,812	10,877	11,320
親会社所有者帰属持分比率 (%)	(24.3)	(27.6)	(34.8)	(36.5)
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,783.71	4,298.00	5,283.85	5,585.35
フリー・キャッシュ・フロー (億円)	887	1,048	1,778	1,035

(注) 当社は、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」については、第116期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、2018年5月2日付で、富士通クライアントコンピューティング株式会社（以下、FCCL）の株式のうち、51%をLenovo Group Limitedに、また5%を株式会社日本政策投資銀行に対して譲渡しました。この結果、FCCLは、当社の持分法適用関連会社となりました。
- ② 当社は、ロングリーチグループによる、富士通コンポーネント株式会社（以下、FCL）株式の公開買付けの完了後に、FCLが実施した自己株式の取得に応じ、2019年1月31日付で、当社の保有するFCLの株式を同社に譲渡しました。この結果、FCLは、当社の持分法適用関連会社となりました。
- ③ 当社の子会社である富士通セミコンダクター株式会社は、2019年1月1日付で、富士通エレクトロニクス株式会社（以下、FEI）の株式の一部を加賀電子株式会社に譲渡しました。この結果、FEIは、当社の持分法適用関連会社となりました。

(6) 設備投資の状況

当期において、835億円（前期比11.2%減）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、国内外のデータセンターおよびクラウドサービスに関する設備を中心に493億円を投資しました。

ユビキタスソリューションでは、パソコンおよ

び携帯端末事業の売却に伴い、前期より投資額が減少し、12億円となりました。

デバイスソリューションでは、LSIおよび新光電気工業株式会社等の電子部品の製造設備等に、合計で264億円を投資しました。

上記セグメント以外では、IT基盤の整備等を中心に、65億円の設備投資を行いました。

(7) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債の発行などによる資金調達を実施しておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

会 社 名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	31,725
株式会社三井住友銀行	28,651
株式会社横浜銀行	20,000
三井住友信託銀行株式会社	16,731
株式会社みずほ銀行	13,852

(9) 対処すべき課題

当社グループは、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

このような認識のもと、当社グループは、2015年度より「連結営業利益率10%以上」などの経営目標を掲げ、コア事業へのフォーカスを進める「形を変える」取り組み、成長を加速する「質を変える」取り組みを進めてまいりました。このうち、「形を変える」取り組みについては、デバイスソリューション、ユビキタスソリューションにおける主要ビジネスの独立事業としての強化を順次進めており、2018年度までに一定の成果を上げることができたことから、今後は、「質を変える」取り組みにより集中してまいります。コア事業であるテクノロジーソリューションでの成長を目指し、3つの施策を進めてまいります。

1つ目は、当社の主要マーケットである日本国内において、一層のシェア向上を図るため営業改革に取り組んでまいります。これまで富士通グループ各社に分散していた1万人を超える国内営業人員について、グループ全体の視点で最適な配置を検討し、重点分野へパワーシフトしてまいります。

2つ目は、より強い事業体質の確立のため、グローバルに統一された商品開発、世界の有力

なパートナーとのより一層の連携、世界各地の市場特性に合ったスピーディなサービス提供、グローバルに競争力のある人材の獲得・育成を進めてまいります。

3つ目は、新たなグローバル体制の構築のため、各リージョンにおけるマーケティング機能を強化し、世界中から集めた情報をグローバルな営業戦略や事業戦略にスピーディに反映していきます。グループ会社についても、機能の重複やリソースの分散を解消するため、組織の最適化に取り組んでまいります。

これらの「質を変える」取り組みを早期に実現するため、2018年度に経営体制の見直しを実施いたしました。まず、事業部門を「テクノロジーソリューション部門」として集約し、指揮系統のシンプル化と、従来の部門を越えたシナジーの創出を図ってまいります。これに伴い、「連結営業利益率10%以上」については、今後はテクノロジーソリューションをベースとした目標として達成を目指してまいります。次に、海外ビジネスについては、売上規模を追うのではなく、お客様へのさらなる価値提供を目指し、より強固な収益体質を築くことを優先いたします。そのため、EMEIAリージョンにおいては、製造機能を終息して販売機能に集中するとともに、プロダクトビジネスへの依存度が高い不採算拠点を整理し、顧客基盤が強い拠点へ経営資源を集中してまいります。

2019年度は、上記3つの施策を推し進め、デジタル時代における成長のための投資を続けて、

グローバルでの競争力を維持するとともに、積極的な変革に取り組んでまいります。

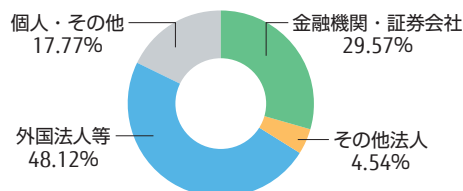
なお、当社グループは、企業価値の維持・向上の観点から、コンプライアンスを含む内部統制体制の構築および運用を経営の最重要事項の一つと認識し、FUJITSU Wayの「行動規範」に則り、その徹底を図っております。コンプライアンスに関する取り組みの一層の強化も対処すべき課題と位置づけ、今後も、継続して取り組んでまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数…………… 500,000,000株
- ②発行済株式総数…………… 207,001,821株
- ③資本金…………… 324,625,075,685円
- ④当期中の株式の発行 …… 当期中の株式の発行はありません。
- ⑤株主数…………… 134,539名(前期末比20,353名減)

<所有者別持株比率の状況>



⑥大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
いちごトラストピーティーイー・リミテッド	12,951千株	6.39 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,067	5.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,869	5.36
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,307	3.11
富士電機株式会社	5,949	2.94
富士通株式会社従業員持株会	5,467	2.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,921	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,785	1.87
朝日生命保険相互会社	3,518	1.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,400	1.68

(注) 持株比率は自己株式(4,317千株)を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

⑦株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日付で、当社普通株式につき10株を1株とする株式併合を行うとともに、同日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

また、当社は、2018年4月27日に、2018年5月1日から2018年9月30日までの間に当社普通株式150万株を、総額100億円を上限として取得する旨を決定し、当該期間において、当社普通株式約147万株を取得価額の総額約100億円で取得しました。さらに、当社は、2018年8月30日にも、2018年9月1日から2019年3月31日までの間に当社普通株式220万株を、総額180億円を上限として取得する旨を決定し、当該期間において、当社普通株式約170万株を約123億円で取得しました。

(注) 自己株式の取得に関しては、株式併合後の株式数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

2019年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	役 位	氏 名	担 当	社外役員	独立役員
代表取締役	社 長	田中 達也	リスク・コンプライアンス委員会委員長		
代表取締役	副 社 長	塚野 英博	社長補佐、CFO		
取 締 役	会 長	山本 正巳	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員		
取 締 役	—	小島 和人	指名委員会委員長、報酬委員会委員		
取 締 役	—	横田 淳	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取 締 役	—	向井 千秋	指名委員会委員、報酬委員会委員長	○	○
取 締 役	—	阿部 敦		○	○
取 締 役	—	古城 佳子		○	○
常勤監査役	—	近藤 芳樹			
常勤監査役	—	広瀬 陽一			
監 査 役	—	山室 恵		○	○
監 査 役	—	三谷 紘		○	○
監 査 役	—	初川 浩司		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第119回定時株主総会のご案内」5頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 取締役会長 山本 正巳氏は、JFEホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しております。

(注) 常勤監査役 広瀬 陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 三谷 紘氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 事業推進全般担当の谷口 典彦氏は、2018年12月31日付で、代表取締役副社長を辞任しました。

(注) EMEAおよびAmericasリージョン担当のダンカン テイト氏は、2018年12月31日付で、取締役を辞任し、執行役員専務の地位にあります。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、16頁の「⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

(注) 非業務執行取締役は、社外取締役ならびに取締役会長 山本 正巳氏および取締役 小島 和人氏です。

③取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類			報酬等の 総額
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役	12人	347百万円	65百万円	20百万円	433百万円
(うち社外取締役)	(5人)	60百万円	—	—	60百万円
監査役	5人	117百万円	—	—	117百万円
(うち社外監査役)	(3人)	45百万円	—	—	45百万円

(注) 上記には、当事業年度に退任した取締役を含んでおります。

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とし、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株(2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。)以内とすることを決議いただいております。また、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、監査役の報酬額は、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注) 業績連動型株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

④役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。

上記の取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で決定した以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されております。

役員報酬支給方針

グローバルIT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

<基本報酬>

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じた月額の定額を決定する。

<賞与>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

<業績連動型株式報酬>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

なお、株主総会の決議により、取締役の「基本報酬」と「賞与」の合計額を金銭報酬枠として年額6億円以内とし、「業績連動型株式報酬」を非金銭報酬枠として年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（注）以内とする。また、監査役の「基本報酬」を年額1億5千万円以内とする。

【ご参考】役員報酬項目と支給対象について

対 象	基本報酬		賞与	業績連動型株式報酬
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	—	—	—
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		—	—

（注）2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等（2019年3月31日現在）

区分	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	横田 淳		当期開催の取締役会に100%出席し、主に国際政治・経済についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	向井 千秋	・ 東京理科大学 特任副学長 ・ 花王株式会社 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、広範な科学技術についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	阿部 敦	・ 株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役 ・ オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、投資関連業務についての深い見識と、機関投資家と対話した結果に基づき、グローバルな観点や投資家視点から発言を行っております。
	古城 佳子	・ 東京大学大学院 総合文化研究科 教授	就任後開催の取締役会に100%出席し、国際政治等についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
社外監査役	山室 恵	・ 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・特別顧問 ・ 株式会社アドバンテスト 社外取締役 （監査等委員である取締役） ・ 八千代工業株式会社 社外監査役	当期開催の取締役会に92.3%（13回中12回）、監査役会に100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	三谷 紘	・ 弁護士	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、法律のみならず、経済、社会など、企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき発言を行っております。
	初川 浩司	・ 公認会計士 ・ 武田薬品工業株式会社 社外取締役 （監査等委員である取締役） ・ 農林中央金庫 監事	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。

（注）取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競業関係にもありません。

（注）学校法人東京理科大学、花王株式会社、株式会社アドバンテスト、八千代工業株式会社、武田薬品工業株式会社および農林中央金庫は、当社の取引先です。

（注）当社は、当期において、取締役会を13回（内 臨時取締役会1回）開催し、また、監査役会を10回（内 臨時監査役会2回）開催しております。

⑥その他会社役員に関する重要な事項

●指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスの透明性・客観性の確保と、役員報酬決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」（注）に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

なお、2019年3月31日時点における指名委員会・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

〈指名委員会〉	委員長	小島 和人氏
	委員	横田 淳氏、向井 千秋氏、山本 正巳氏
〈報酬委員会〉	委員長	向井 千秋氏
	委員	横田 淳氏、小島 和人氏、山本 正巳氏

なお、2018年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を9回、報酬委員会を3回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案および取締役候補者の選任案等、報酬委員会においては役員報酬、賞与等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

（注） 2018年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、当社では2018年12月に「コーポレートガバナンス基本方針」を改定しております。全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>）に掲載しております。

●独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を6回開催し、経営方針や人材育成、当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

（4）会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化および業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実にすることにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保を十分留保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的な株主のみなさまへの利益の還元を行うことを目指しております。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	529百万円
(2)当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,114百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、および報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、各種アドバイザリー業務およびクラウドサービスの認証取得に関する業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

(7) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を決議しております。なお、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2018/n119.pdf>）に掲載しております。

「内部統制体制の整備に関する基本方針」の概要

「内部統制体制の整備に関する基本方針」では、以下をはじめとする富士通グループにおける体制を整備することとしております。

- ・ 業務執行の決定と執行体制

業務執行のトップである代表取締役社長の業務執行権限を執行役員が分担し、経営会議を設置して代表取締役社長の意思決定を補佐することで、経営の効率性を高めることとしております。

また、代表取締役社長が内部統制体制の構築と運用に責任を持つことを明確にし、取締役会は適宜その運用をチェックすることで監督責任を果たすこととしております。

- ・ リスクマネジメント体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置して、同委員会が富士通グループとしての全般的な損失リスクをコントロールする体制を整備することに加えて、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制、受託開発プロジェクトの管理体制、セキュリティ体制および財務上のリスク等を管理する体制を整備することとしております。

- ・ コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会が中心となって、「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守と、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を推進することとしております。

また、併せて財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制も整備することとしております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	416,684
売上債権	906,120
その他の債権	119,446
棚卸資産	226,045
その他の流動資産	217,673
(小計)	1,885,968
売却目的で保有する資産	73,381
流動資産合計	1,959,349
非流動資産	
有形固定資産	439,078
のれん	38,348
無形資産	116,905
持分法で会計処理されている投資	147,788
その他の投資	149,799
繰延税金資産	105,663
その他の非流動資産	147,912
非流動資産合計	1,145,493
資産合計	3,104,842

科 目	金 額
■負債	
流動負債	
仕入債務	528,744
その他の債務	426,344
社債、借入金及びリース債務	130,875
未払法人所得税	13,517
引当金	56,489
その他の流動負債	201,333
(小計)	1,357,302
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	7,605
流動負債合計	1,364,907
非流動負債	
社債、借入金及びリース債務	185,336
退職給付に係る負債	181,246
引当金	55,388
繰延税金負債	2,820
その他の非流動負債	61,515
非流動負債合計	486,305
負債合計	1,851,212
■資本	
資本金	324,625
資本剰余金	235,455
自己株式	△29,556
利益剰余金	576,857
その他の資本の構成要素	24,674
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,132,055
非支配持分	121,575
資本合計	1,253,630
負債及び資本合計	3,104,842

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	3,952,437
売上原価	△2,879,884
売上総利益	1,072,553
販売費及び一般管理費	△933,366
その他の収益	133,590
その他の費用	△142,550
営業利益	130,227
金融収益	14,154
金融費用	△5,226
持分法による投資利益	22,630
税引前利益	161,785
法人所得税費用	△51,067
当期利益	110,718
当期利益の帰属:	
親会社の所有者	104,562
非支配持分	6,156
合計	110,718

連結持分変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2018年4月1日残高	324,625	233,941	△7,237	479,776
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	20,200
会計方針の変更を反映した当期首残高	324,625	233,941	△7,237	499,976
当期利益	—	—	—	104,562
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	104,562
自己株式の取得	—	△6	△22,327	—
自己株式の処分	—	—	8	—
株式報酬取引	—	261	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△26,660
利益剰余金への振替	—	—	—	△1,400
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	3,824	—	—
子会社の取得及び売却による増減額	—	△2,606	—	379
その他	—	41	—	—
2019年3月31日残高	324,625	235,455	△29,556	576,857

	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に 帰属する持分合計
	その他の資本の構成要素						
	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	売却可能 金融資産	その他の包括利益を通して 公正価値で測定される金融資産	確定給付制度の 再測定	その他の資本の 構成要素合計	
2018年4月1日残高	△11,110	△66	67,868	—	—	56,692	1,087,797
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△67,868	47,401	—	△20,467	△267
会計方針の変更を反映した当期首残高	△11,110	△66	—	47,401	—	36,225	1,087,530
当期利益	—	—	—	—	—	—	104,562
その他の包括利益	△4,584	△26	—	△7,093	△3,548	△15,251	△15,251
当期包括利益	△4,584	△26	—	△7,093	△3,548	△15,251	89,311
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△22,333
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	8
株式報酬取引	—	—	—	—	—	—	261
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△26,660
利益剰余金への振替	—	—	—	580	820	1,400	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	—	—	—	—	—	3,824
子会社の取得及び売却による増減額	—	—	—	△516	2,728	2,212	△15
その他	—	100	—	△12	—	88	129
2019年3月31日残高	△15,694	8	—	40,360	—	24,674	1,132,055

	非支配持分	資本合計
2018年4月1日残高	117,105	1,204,902
会計方針の変更による累積的影響額	—	△267
会計方針の変更を反映した当期首残高	117,105	1,204,635
当期利益	6,156	110,718
その他の包括利益	44	△15,207
当期包括利益	6,200	95,511
自己株式の取得	—	△22,333
自己株式の処分	—	8
株式報酬取引	—	261
剰余金の配当	△3,035	△29,695
利益剰余金への振替	—	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	3,101	6,925
子会社の取得及び売却による増減額	△1,796	△1,811
その他	—	129
2019年3月31日残高	121,575	1,253,630

〈ご参考〉要約連結包括利益計算書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
当期利益	110,718
その他の包括利益	△15,207
当期包括利益	95,511
当期包括利益の帰属:	
親会社の所有者	89,311
非支配持分	6,200
合計	95,511

〈ご参考〉要約連結キャッシュ・フロー計算書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,142
財務活動によるキャッシュ・フロー	△136,622
現金及び現金同等物の期末残高	416,742

（注）1. 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

（注）2. その他の包括利益は、主に確定給付制度の再測定、在外営業活動体の換算差額及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産によるものです。

（注）3. フリー・キャッシュ・フローは103,558百万円です。

フリー・キャッシュ・フローは営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産の部	
流動資産	
現金及び預金	39,542
受取手形	1,292
売掛金	597,529
有価証券	100,000
商品及び製品	47,340
仕掛品	4,105
原材料及び貯蔵品	8,534
前渡金	22,784
未収入金	168,809
その他	19,603
貸倒引当金	△406
流動資産合計	1,009,136
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	90,693
構築物（純額）	3,049
機械及び装置（純額）	1,250
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	34,404
土地	44,316
建設仮勘定	5,705
有形固定資産合計	179,434
無形固定資産	
ソフトウェア	55,579
その他	5,616
無形固定資産合計	61,196
投資その他の資産	
投資有価証券	98,254
関係会社株式	521,382
関係会社長期貸付金	725
破産更生債権等	3
前払年金費用	39,095
繰延税金資産	21,877
その他	35,951
貸倒引当金	△596
投資その他の資産合計	716,693
固定資産合計	957,324
資産合計	1,966,461

科 目	金 額
■負債の部	
流動負債	
電子記録債務	4,664
買掛金	480,444
短期借入金	44
1年内返済予定の長期借入金	40,222
1年内償還予定の社債	40,000
リース債務	1,074
未払金	70,586
未払費用	105,892
未払法人税等	2,207
前受金	85,138
預り金	16,687
工事契約等損失引当金	8,192
製品保証引当金	3,123
関係会社事業損失引当金	110,925
役員賞与引当金	49
事業構造改善引当金	2,097
環境対策引当金	26
その他	307
流動負債合計	971,685
固定負債	
社債	75,000
長期借入金	90,402
リース債務	2,394
電子計算機買戻損失引当金	2,739
株式報酬引当金	227
環境対策引当金	2,590
資産除去債務	8,843
その他	17,204
固定負債合計	199,401
負債合計	1,171,087
■純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	167,662
資本剰余金合計	167,662
利益剰余金	
利益準備金	19,816
その他利益剰余金	
特別償却準備金	0
繰越利益剰余金	281,133
利益剰余金合計	300,950
自己株式	△29,556
株主資本合計	763,682
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	31,691
評価・換算差額等合計	31,691
純資産合計	795,373
負債純資産合計	1,966,461

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,931,892
売上原価	1,420,485
売上総利益	511,406
販売費及び一般管理費	493,642
営業利益	17,764
営業外収益	
受取利息	235
受取配当金	51,754
その他の金融収益	2,597
営業外収益合計	54,586
営業外費用	
支払利息	423
社債利息	677
為替差損	192
貸倒引当金繰入額	1
関係会社事業損失引当金繰入額	62,400
その他の金融費用	2,553
営業外費用合計	66,249
経常利益	6,102
特別利益	
退職給付制度の移行に伴う利益	33,937
関係会社株式売却益	23,140
投資有価証券売却益	14,197
特別利益合計	71,275
特別損失	
事業構造改善費用	18,141
関係会社株式評価損	4,358
減損損失	207
特別損失合計	22,707
税引前当期純利益	54,669
法人税、住民税及び事業税	4,408
法人税等調整額	3,890
法人税等合計	8,298
当期純利益	46,371

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 持 永 勇 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 谷 喜 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 邊 朋 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 山 浩 平 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 持 永 勇 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 谷 喜 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 邊 朋 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 山 浩 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

富士通株式会社	監査役会
常勤監査役	近 藤 芳 樹 ㊞
常勤監査役	広 瀬 陽 一 ㊞
社外監査役	山 室 恵 ㊞
社外監査役	三 谷 紘 ㊞
社外監査役	初 川 浩 司 ㊞

(注) 監査役 山室恵、三谷紘および初川浩司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

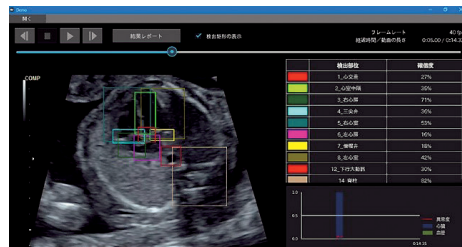
当社グループでは、「ヒューマンセントリック・インテリジェントソサエティ」の実現に向け、先端技術の研究開発に取り組んでいます。当期における研究開発費の総額は1,349億円となりました。

研究成果の事例 AIを用いた胎児心臓超音波スクリーニング



様々な分野で活用が期待されているAI技術。特に医療分野では医用画像の診断を支援する画像診断支援システムの実用化に向けた動きが進んでいます。富士通は、新生児死亡の大きな要因となる先天性心疾患について、理化学研究所、昭和大学および国立がん研究センターと連携し、胎児期での早期診断を目指した取り組みを進めています。

先天性心疾患の治療には、胎児期の早期診断が重要です。しかし、大人と異なり、胎児の心臓の超音波検査には高度な技術が必要とされ、検査者間で技術力に大きな差があることが課題でした。そこで今回、共同研究グループは、超音波画像に映る心臓部位の位置・分類を高い性能で判別できるAI技術「物体検知技術」を活用し、胎児の心臓構造の異常をリアルタイムに自動検知する技術を開発しました。



図：今回開発した、胎児心臓超音波スクリーニング

今回開発した技術を用いることによって、先天性心疾患の診断率が向上すれば、検査者間の技術格差や地域間の医療格差を埋めることとなり、医療の発展に貢献することが出来ます。富士通は、デジタル技術とノウハウを持つ方々との共創を通じて、人々の生活が豊かになる未来を実現していきます。

上記の他研究開発の状況、最新のトピックスに関しましては、当社および富士通研究所のWEBサイト (<https://www.fujitsu.com/jp/group/labs/>) ならびにFUJITSU JOURNAL (<https://journal.jp.fujitsu.com/>) をご覧ください。

※バーコード読み取り機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して、上のQRコードを読み取り、FUJITSU JOURNALにアクセスし、該当案件の詳細をご参照いただけます。

株式事務のご案内

株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先、同郵送先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
(0120)232-711(通話料無料)
(9:00~17:00(土日祝日は受付を行っておりません。))
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株式事務手続き用紙のご請求
上記の証券代行部テレホンセンターのほか、三菱UFJ信託銀行ホームページからご請求いただけます。
<https://www.tr.mufig.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主決定日 3月31日および9月30日
公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>
上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金(除斥期間が経過したものを除く。)につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ご存知ですか？配当金の口座振込制度

- 配当金のお受取りは、口座振込のご利用が便利です。
- 配当金のお受取り方法変更の手続きは、以下までお問合せください。
 - ・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社
 - ・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社

IR資料についてのご案内

当社IRサイトにて、IR資料をご覧いただけます。
バーコード読み取り機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して右のQRコードを読み取り、当社IRサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>) にアクセスしてください。IR資料をご希望の方は「IR資料請求」からフォームに必要事項をご入力の上、ご請求ください。

ご注意

1. QRコード読み取りに関する操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話またはスマートフォンの取り扱い説明書をご確認ください。
(なお、インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。)
2. QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
3. 上記サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。



富士通株式会社

〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<https://www.fujitsu.com/jp/>



株 主 各 位

事業報告・計算書類の一部インターネット開示について

当社は、第119回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>）に掲載しております。

第119期事業報告

1. 主要な事業所
2. 従業員の状況
3. 業務の適正を確保するための体制

第119期連結計算書類

連結注記表

第119期計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

富士通株式会社

1. 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

(1) 当社

本 店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
本社事務所	東京都港区東新橋一丁目5番2号
営業拠点	北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、福島支社(福島市)、 神奈川支社(横浜市)、関東支社(さいたま市)、千葉支社(千葉市)、新潟支社(新潟市)、 長野支社(長野市)、北陸支社(石川県金沢市)、東海支社(名古屋市)、 静岡支社(静岡市)、関西支社(大阪市)、神戸支社(神戸市)、京都支社(京都市)、 山陰支社(島根県松江市)、中国支社(広島市)、四国支社(香川県高松市)、 九州支社(福岡市)
事業所	札幌システムラボラトリ(札幌市)、青森システムラボラトリ(青森市)、 市ヶ谷オフィス(東京都千代田区)、品川オフィス(東京都港区)、 富士通ソリューションスクエア(東京都大田区)、武蔵小杉オフィス(川崎市)、 富士通新川崎テクノロジースクエア(川崎市)、幕張システムラボラトリ(千葉市)、 関西システムラボラトリ(大阪市)、高知富士通テクノポート(高知県南国市)、 九州R&Dセンター(福岡市)、大分システムラボラトリ(大分市)、 熊本システムラボラトリ(熊本県上益城郡)
研究開発拠点 ／工場	川崎工場(川崎市)、小山工場(栃木県小山市)、那須工場(栃木県大田原市)、 長野工場(長野市)、沼津工場(静岡県沼津市)、明石工場(兵庫県明石市)

(2) 子会社

国 内	富士通フロンテック㈱(東京都稲城市)、富士通テレコムネットワークス㈱(栃木県小山市)、 ㈱富士通ITプロダクツ(石川県かほく市)、 ㈱富士通アドバンスドエンジニアリング(東京都新宿区)、 富士通九州システムズ㈱(福岡市)、㈱富士通総研(東京都港区)、 富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ㈱(川崎市)、 ㈱富士通ビー・エス・シー(東京都港区)、㈱富士通マーケティング(東京都港区)、 富士通エフ・アイ・ピー㈱(東京都港区)、㈱富士通エフサス(川崎市)、 富士通ネットワークソリューションズ㈱(横浜市)、㈱PFU(石川県かほく市)、 富士通アイソテック㈱(福島県伊達市)、㈱トランストロン(横浜市)、 ㈱富士通パーソナルズ(東京都港区)、富士通セミコンダクター㈱(横浜市)、 新光電気工業㈱(長野県長野市)、FDK㈱(東京都港区)、㈱富士通研究所(川崎市)
海 外	Fujitsu Network Communications, Inc.(米国)、Fujitsu Services Holdings PLC(英国)、 Fujitsu America, Inc.(米国)、Fujitsu Australia Limited(オーストラリア)、 Fujitsu Technology Solutions(Holding)B.V.(オランダ)、 FUJITSU ASIA PTE. LTD.(シンガポール)

(3) データセンター

データセンター	北海道データセンター(北海道)、東北データセンター(宮城県)、 館林データセンター(群馬県)、東京第一データセンター(東京都)、 東京データセンター(神奈川県)、横浜データセンター(神奈川県)、 横浜港北データセンター(神奈川県)、長野データセンター(長野県)、 中部データセンター(愛知県)、大阪千里データセンター(大阪府)、 明石データセンター(兵庫県)、中四国データセンター(広島県)、 九州データセンター(福岡県)、グローバルデータセンター(世界各国)
---------	--

2. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
テクノロジーソリューション	112,337	191
ユビキタスソリューション	2,992	△1,730
デバイスソリューション	10,762	△4,904
その他、全社共通	6,047	△1,784
合 計	132,138名	△8,227名

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
テクノロジーソリューション	28,213	△338
ユビキタスソリューション	554	△50
その他、全社共通	3,060	△754
合 計	31,827名	△1,142名

平均年齢	43.2歳	平均勤続年数	19.2年
------	-------	--------	-------

(注) 当期において、企業集団の従業員数は、前期末から8,227名減少し、132,138名となりました。これは、富士通クライアントコンピューティング㈱、富士通コンポーネント㈱、富士通エレクトロニクス㈱の株式の譲渡に伴い、これらの3社が当社の連結子会社でなくなったことおよびグループ外へのキャリア転身支援に伴う人員の変動等を反映したものです。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行の決定と執行体制

- ①当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役および執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
- ②当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
- ③当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。
- ④代表取締役社長は、経営者または経営者から権限移譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁・稟議制度等）を整備する。
- ⑤代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取り締役に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

(2) 業務効率化の推進体制

- ①当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 全般的な損失リスク管理体制

- ①当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。

- ③リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

(2) 個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

- ・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

②受託開発プロジェクトの管理体制

- ・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
- ・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
- ・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

③セキュリティ体制

- ・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

(3) 経営リスクへの対応

①財務上のリスク管理体制

- ・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

②その他の経営リスクの管理体制

- ・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

- ・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。

- ・富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
- ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。
- ②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
- ③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

(3) 情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4) 内部監査体制

- ①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- ②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- ③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
- ④内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定め、たうえで適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料

- ・取締役会議事録およびその関連資料
- ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
- ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
- ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営

者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3) 実効性の確保に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定および業務執行を行っています。

また、執行役員常務以上で構成する経営会議を原則として月に3回開催し、重要な業務執行について議論することで、代表取締役社長の意思決定を補佐してきましたが、2019年1月からは、経営の効率化、迅速化と会議の実質化を図るべく、構成メンバーを、社長を含む最小限にしました。業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる体制にするとともに、経営会議の目的事項は、取締役会と経営会議が連携できる内容にしました。

また、経営会議とは別に代表取締役社長と代表取締役副社長が情報の共有および日常の業務執行の決定を行う代表取締役会議を設置しました。

このほか、代表取締役から他の役職員への権限委譲の範囲等を定める規程や各種の決裁・稟議制度を整備、運用しており、これらに基づき効率的かつ適正な業務執行を確保しています。

2. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策について方針を決定します。

委員長は、委員会による決定事項の執行者として最高リスク・コンプライアンス責任者を任命し、委員会の決定事項を実行させています。

このほか、委員会は、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社内だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針（グローバルセキュリティポリシー）に基づく最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置き、さらに、CISOの下に5つのリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取り締役会に委員会の活動の経過および結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、FUJITSU Wayの行動規範を、個々の従業員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20カ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」を策定し、様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

情報管理に関する当期における取り組みとして、2018年1月には、EUの一般データ保護規則（GDPR）への対応として、お客様から処理の委託を受けた個人データの取り扱いに関する富士通グループとしての共通ルールを定めたデータ処理者のための拘束的企業準則（Binding Corporate Rules for Processors）の承認申請を、オランダのデータ保護機関に対して行いました。

3. 財務報告の適正性を確保するための体制

代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役および一部の執行役員が委員となって構成するFUJITSU Way推進委員会を設置しています。

この指揮下で担当組織がEAGLE Innovationと呼ぶ体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備して、これに基づいて富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

4. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制等は、富士通グループを対象として整備しています。

特に、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、グローバルDoAと呼ぶ、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセスを定めた権限移譲に関する規程を制定し、グループ会社から当社に対する業務に関する報告義務とともに、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役会への報告を行っています。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 平成30年10月15日法務省令第27号）に基づいて連結計算書類を作成しております。当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

本連結計算書類は、主要な子会社411社を連結したものであります。当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加8社、減少59社で、主な増減は以下のとおりであります。なお、主要な連結子会社名は、「事業報告 1企業集団の現況（2）重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しております。

（当年度取得・設立等により、連結子会社とした会社）…………… 8社

（清算・売却等により減少した会社）…………… 55社

（合併により減少した会社）…………… 4社

富士通クライアントコンピューティング㈱については、一部株式譲渡により連結の範囲から除外しており、持分法適用関連会社としております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

関連会社に対する投資につきましては、持分法を適用しており、適用会社数は26社であります。

主な持分法適用会社は、富士通クライアントコンピューティング㈱、㈱富士通ゼネラル、富士通リース㈱、㈱シオネクストであります。なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加6社、減少3社であります。

(2) ㈱JECの発行済株式の20%以上を所有しておりますが、同社は情報処理産業振興のため、国産電算機製造会社等6社の共同出資により運営されている特殊な会社でありますので、関連会社としておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

a. 非デリバティブ金融資産

金融資産は、償却原価で測定する金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、この分類は、当初認識時に決定しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有していること。

・金融資産から生じるキャッシュ・フローが、契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。

当初認識後は、実効金利法による償却原価（減損損失控除後）で測定し、償却額は金融収益として純損益で認識しております。

公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。当初認識後は、期末日における公正価値で測定し、その変動額は金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

b. デリバティブ金融資産

デリバティブは当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後も公正価値で測定しております。ヘッジ会計の要件を満たすものとして指定していない場合には、その公正価値の変動は純損益で認識しております。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。

②非金融資産

a. 棚卸資産

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費のほか当該棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した原価を含めており、代替性がある場合は移動平均法又は総平均法によって測定し、代替性がない場合は個別法

により測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から完成までに要する見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しております。長期に滞留する棚卸資産及び役務の提供が長期にわたる有償保守サービス用棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映した正味実現可能価額としております。

b.有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

c.のれん

企業結合で取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

d.無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

e.減損

棚卸資産を除く非金融資産については、減損の兆候が存在する場合に、その資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しております。

(2) 資産の償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産項目は、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を規則的にその耐用年数にわたって減価償却しております。当社グループは、資産から得ることができる将来の経済的便益の消費パターン（収益と費用のより適切な対応）を反映した方法として主として定額法を適用しております。

有形固定資産項目の減価償却は、資産の稼動が可能になった時より開始し、資産が消滅（減却もしくは売却）又は売却目的で保有する資産に分類された日のいずれか早い日に終了します。

重要な有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 …………… 7年～50年
- ・機械及び装置 …………… 3年～ 7年
- ・工具、器具及び備品 …………… 2年～10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

②無形資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアやその他の無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって原則として定額法にて償却しております。

見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・市場販売目的のソフトウェア … 3年
- ・自社利用のソフトウェア ……… 5年以内

償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

③リース資産

リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法にて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつその債務の金額を合理的に見積ることができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 退職給付制度

確定給付型退職給付制度

確定給付型退職給付制度に関連する当社グループの確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で測定しております。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。この計算は、連結会計年度ごとに、保険数理人が予測単位積増方式を用いて行っております。割引率は、当社グループの従業員に対する退職給付の支払見込期間と概ね同じ満期日を有するもので、かつ支払見込給付と同じ通貨建の、優良社債の連結会計年度末における市場利回りにより決定しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額は、再測定した時点で、税効果を調整した上でその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定拠出型退職給付制度

確定拠出型退職給付制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、人件費として純損益で認識しております。

当社グループが2018年6月に導入したリスク分担型企業年金は、追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないため、確定拠出制度に分類されます。

(5) 売上収益

サービスの提供は、通常、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識しております。一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、メンテナンス等）は、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を売上収益として認識しております。サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。パソコン、電子デバイス製品などの標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

当社グループにおける主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、知的財産を使用する権利として一時点で売上収益を認識しております。

複合取引とは、ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものであります。顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができる場合、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である場合には、別個の履行義務として識別しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、IFRS第15号）を適用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、一部の取引で、顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより売上収益の認識時期を変更しております。また販売インセンティブについて、従来、精算時に売上収益の減額として認識していましたが、当連結会計年度より支払額を事前に見積った上で売上収益の累計額の重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲で売上収益の減額として認識しております。

IFRS第15号の適用による累積的影響額を当連結会計年度の期首において認識した結果、利益剰余金が267百万円減少しております。

当連結会計年度における資産、負債、資本への影響及び営業利益、当期利益への影響は軽微であります。

なお、IFRS第15号の適用に伴い、当連結会計年度より、「売上債権」に含めて表示していた未請求売掛金については「その他の流動資産」に含めて表示する方法に変更しております。

2. IFRS第9号「金融商品」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂、以下、IFRS第9号）を適用しております。

従前のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき売却可能金融資産に分類していた資本性金融商品について、IFRS第9号の適用に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の公正価値の変動は、その他の包括利益で表示され、公正価値の著しい下落時などにその他の包括利益で認識されていた累積損失を純損益に振り替える減損処理はされません。また、資本性金融商品の売却損益は純損益として計上されません。

IFRS第9号の適用による累積的影響額を当連結会計年度の期首において認識した結果、利益剰余金が20,467百万円増加し、その他の資本の構成要素が20,467百万円減少しております。過年度に計上した減損損失の累計額を資本内で利益剰余金からその他の資本の構成要素へ振り替えたことなどによります。

当連結会計年度における資産、負債、資本への影響及び営業利益、当期利益への影響は軽微であります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	(単位：百万円)
担保資産残高	2,491
(担保資産)	
土地	2,367
建物及び構築物	124
(2) 担保に係る債務	
担保付債務残高	1,821
(担保付債務)	
引当金	1,821
2. 資産から直接控除した貸倒引当金	
(1) 売上債権	7,653
(2) その他の非流動資産	1,732
3. 有形固定資産の減価償却累計額	1,278,687
(減損損失累計額を含む)	
4. 保証債務	
保証債務残高	133
(被保証先)	
従業員の住宅ローン	133

【連結損益計算書に関する注記】

- その他の収益及びその他の費用
 その他の収益の主なものは、退職給付制度の移行に伴う利益91,996百万円及びパソコン事業の譲渡益11,330百万円であります。
 当社グループは、富士通企業年金基金に加入する現役従業員を対象に、リスク分担型企業年金を導入しました。当社グループが導入したリスク分担型企業年金は、追加掛金の拠出義務を実質的に負っており、確定拠出制度に分類されることから、当該制度への移行時点で、移行した部分に係る退職給付債務の評価額とその減少分相当額に係る当該制度に移行した制度資産の評価額との差額と、負債計上した基金規約に定められた特別掛金相当額との純額を清算損益として認識しました。
 その他の費用の主なものは、欧州事業の再編費用63,893百万円及び国内におけるリソースシフト関連費用45,813百万円であります。
 欧州事業の再編費用は、アウトスブルグ工場の閉鎖に関連する費用や、低採算国からの撤退など経営資源を採算性の高い国に集中するための費用などであります。また、リソースシフト関連費用は、国内における間接・支援部門の45歳以上の正規従業員、定年後再雇用従業員を対象として実施したキャリア転進支援に伴う退職金の特別加算等の費用であります。
 なお、前連結会計年度において、「その他の損益」として表示しておりました「その他の収益」及び「その他の費用」は当連結会計年度よりそれぞれ独立掲記しております。

【連結持分変動計算書に関する注記】

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 207,001,821株
 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。

- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月24日 取締役会	普通株式	12,352	6円	2018年3月31日	2018年6月4日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	14,308	7円	2018年9月30日	2018年11月27日

(注) 2018年10月26日決議の配当に係る1株当たり配当額については、基準日が2018年10月1日より前であるため、株式併合前の株数に基づいております。

- 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会	普通株式	16,214	利益剰余金	80円	2019年3月31日	2019年6月3日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行い、事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入や社債発行により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジ目的のみに利用し、投機目的及びトレーディング目的では行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。その他の金融資産は、主に資金運用を目的とした譲渡性預金や取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。また、部材の輸入に伴い一部の営業債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

①信用リスク

当社グループは、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、貸付金については、定期的に貸付先の財務状況を把握し、必要に応じて貸付条件を見直す場合があります。

デリバティブ取引は、取引先の選定にあたり、信用リスクを考慮しております。

当連結会計年度の末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表わされております。

②流動性リスク

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

③市場リスク

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約等の取引を利用しており、外貨建てのキャッシュ・フローに係る為替の変動リスクを抑制するために、通貨スワップ等の取引を利用してあります。また、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してあります。

株式については、定期的に公正価値や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する管理規定に基づき、最高財務責任者（CFO）が承認した方針に従い財務部門が個別の取引を実施し、管理台帳への記録及び契約先との取引残高の照合を行っております。また、財務部門は、実施した取引の内容・取引残高の推移を、CFO及び経理部門責任者に報告しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
償却原価で測定する金融資産	2,900	2,893
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	17,120	17,120
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	130,946	130,946
資 産 合 計	150,966	150,959
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—
償却原価で測定する金融負債	185,336	186,554
負 債 合 計	185,336	186,554

(注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 2. 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、またはその他の適切な評価方法により見積っております。

(注) 3. 償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、流動資産及び流動負債に分類されるものについては、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、「金融商品の公正価値等に関する事項」の開示を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり親会社所有者帰属持分 5,585円35銭

基本的1株当たり当期利益 512円50銭

当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当連結会計年度期首に当該株式併合が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
2018年4月1日残高	324,625	167,661	167,661	17,150	9	264,079	281,239
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	2,666	—	△29,326	△26,660
当期純利益	—	—	—	—	—	46,371	46,371
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	0	0	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△9	9	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	0	2,666	△9	17,054	19,711
2019年3月31日残高	324,625	167,662	167,662	19,816	0	281,133	300,950

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2018年4月1日残高	△7,237	766,289	44,381	44,381	810,670
当期変動額					
剰余金の配当	—	△26,660	—	—	△26,660
当期純利益	—	46,371	—	—	46,371
自己株式の取得	△22,327	△22,327	—	—	△22,327
自己株式の処分	8	8	—	—	8
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△12,689	△12,689	△12,689
当期変動額合計	△22,319	△2,607	△12,689	△12,689	△15,297
2019年3月31日残高	△29,556	763,682	31,691	31,691	795,373

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 平成30年10月15日法務省令第27号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
 - 取得原価と時価との差額の処理方法 …… 全部純資産直入法
 - 売却時の売却原価の算定方法 …… 移動平均法による原価法
 - ・ 時価のないもの …… 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ等
 - デリバティブ …… 時価法
 - (3) たな卸資産
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - ・ 商品及び製品 …… 移動平均法による原価法
 - ・ 仕掛品 …… 個別法又は総平均法による原価法
 - ・ 原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法
 - なお、収益性の低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げしております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法で計算しております。
 - 耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積っております。
 - ・ 建物、構築物 …… 7年～50年
 - ・ 機械及び装置 …… 3年～ 7年
 - ・ 工具、器具及び備品 …… 2年～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ソフトウェア
 - ・ 市場販売目的 …… 見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法
 - ・ 自社利用 …… 利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
 - その他 …… 定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、定額法で計算しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 工事契約等損失引当金
 - 受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化しているものについて損失見込額を計上しております。
 - (3) 製品保証引当金
 - 契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。

- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。
 - (5) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (6) 事業構造改善引当金
事業構造改善のための事業整理等に伴う損失見込額を計上しております。
 - (7) 退職給付引当金又は前払年金費用
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
・過去勤務費用の処理方法 …… 定額法（10年）により費用処理
・数理計算上の差異の処理方法 … 定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理
 - (8) 電子計算機買戻損失引当金
買戻予約付電子計算機販売の買戻時の損失補てんに充てるため、過去の実績を基礎とした買戻損失発生見込額を計上しております。
 - (9) 株式報酬引当金
役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (10) 環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理や土壌改良工事等の環境対策に係る支出に備えるため、当該発生見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア等に係る収益の認識基準等
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
 - (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - (3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度より適用しております。これにより、前事業年度において、流動資産の区分に表示しておりました「繰延税金資産」は、当事業年度より固定資産の投資その他の資産の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 (単位：百万円)

建物	185,341
構築物	13,912
機械及び装置	17,205
車両運搬具	54
工具、器具及び備品	147,667
計	364,182
2. 保証債務

保証債務残高	6,754
(主な被保証先) 国内子会社の金融子会社からの借入金	6,587

上記、保証債務残高及び主な被保証先には債務保証の他、保証予約、経営指導念書等の保証類似行為を含めて表示しております。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	271,510
長期金銭債権	463
短期金銭債務	323,372
長期金銭債務	1,760

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高 (単位：百万円)

営業取引による取引高	537,557
売上高	1,250,785
仕入高	58,546
営業取引以外の取引による取引高	
2. 関係会社事業損失引当金繰入額

主として欧州子会社の債務超過額に対し、関係会社事業損失引当金を計上しております。欧州子会社において、工場閉鎖に関する費用や低採算国からの撤退など経営資源を採算性の高い国に集中するための費用など事業構造改善費用を計上したことにより、欧州子会社の債務超過額が拡大しました。
3. 退職給付制度の移行に伴う利益

確定給付企業年金法に基づく従来型確定給付制度からリスク分担型企業年金への移行に伴う利益であります。
4. 関係会社株式売却益

主に、パソコン事業を営む富士通クライアントコンピューティング㈱の一部株式譲渡によるものであります。
5. 事業構造改善費用

間接・支援部門の45歳以上の正規従業員、定年後再雇用従業員を対象として実施したキャリア転進支援に伴う退職金の特別加算等の費用であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における自己株式の数

普通株式	4,317,954株
------------	------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式等評価損、関係会社事業損失引当金、減価償却超過額及び減損損失であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、スケジューリングが不能な関係会社株式等評価損などに係る繰延税金資産については、評価性引当額を控除しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)富士通エフサス	所有 直接100%	サポートサービス 等の委託及び当社 製品の販売、保守 役員の兼任	サポート サービス等 の委託	仕入高	118,751	買掛金	29,270
子会社	(株)富士通マーケティング	所有 直接100%	当社製品の販売 及び保守等 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高	115,183	売掛金	27,601
子会社	Fujitsu Technology Solutions (Holding) B.V.	所有 直接100%	当社製品の欧州に おける開発及び 製造並びに 当社海外顧客に対 する情報システム サービスの提供 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高	108,127	売掛金	22,931
子会社	(株)富士通パーソナルズ	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高	67,977	売掛金	24,840
子会社	富士通キャピタル(株)	所有 直接100%	国内グループ ファイナンス 役員の兼任	資金の借入	資金 返済 (注)3	350	短期 借入金	—
					支払 利息	13	長期 借入金	626
関連 会社	富士通クライアント コンピューティング(株)	所有 直接44%	当社が販売する システム商談等に 含まれるパソコン の製造委託 役員の兼任	パソコンの 製造委託等	仕入高	260,707	買掛金	47,231
				代行購買取引		234,141	未収入金	12,453
				配当金の 受取	受取 配当金	13,109	—	—
関連 会社	富士通コネクテッド テクノロジーズ(株)	所有 直接30%	当社ブランドの 使用 部品の代行購買 役員の兼任	代行購買取引		81,879	未収入金	23,967
関連 会社	富士通コンポーネント(株)	所有 直接25%	当社ブランドの 使用 役員の兼任	有価証券の 譲渡等	譲渡 対価	8,308	—	—
					売却益	6,338	—	—
企業 年金	退職給付信託	—	退職給付会計上の 年金資金	退職給付信託資産 の一部返還		59,785	—	—

(注)1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。ただし、配当金の受取については、会社の財政状態等を勘案しております。

(注)2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注)3. 富士通キャピタル(株)との資金借入取引金額は短期及び長期の返済額から借入額を控除して表示しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 3,924円22銭

1株当たり当期純利益金額 227円28銭

当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
当事業年度期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。